

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 27 | 障がい者(児)の支援に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、障がい者(児)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 障がい者(児)の支援に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>身体障害者福祉法、障害者総合支援法その他の障がい者(児)に関する各法令等に基づき身体、知的、精神に障がいのある者(児童)に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請の受付、県への進達及び各手帳の交付事務</p> <p>②障害者総合支援法に基づく自立支援給付等の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等関係(申請受付・決定・受給者証発行) ・ " (国保連合会異動情報提供および請求情報取込・審査確認) ・療養介護医療費の支給に関する事務 ・自立支援医療費の支給認定等に関する事務 ・補装具費の支給決定等に関する事務 ・地域生活支援事業の支給決定等に関する事務 <p>③児童福祉法に基づく児童通所給付費等の支給に関する事務</p> <p>④特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定・支給等の事務</p> <p>⑤特別児童扶養手当の申請の受付、県への進達及び通知の交付事務</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行います。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となります。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となります。 |
| ③システムの名称 | 障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ、Public Medical Hub (PMH) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 障害者福祉情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項に規定する別表の9、20、21、22、51、66、67、117の項 ・番号法第19条第6号 (PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、15、16、37、75、91、92、93、119、144、145、146の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15、144の項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 名護市 福祉部 社会福祉課 障がい支援係 / 障がい給付係 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 名護市 福祉部 社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 名護市 福祉部 社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るお横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策が十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報ファイルの滅失・既存が万が一発生した場合に備え、適宜、システムのバックアップを保管している。 また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、破棄した記録を保存する。 以上から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|---|
| 令和6年12月16日 | I～IVの全項目 | | (I～IVの全項目を新規記載) | 事後 | 下記の2つの評価書 ①評価書番号13「身体障害者手帳の交付に関する事務」 ②評価書番号14「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務」 を廃止するに伴い、これらの事務を本評価書に統合した。 |
| 令和7年10月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 身体障害者福祉法、障害者総合支援法その他の障がい者(児)に関する各法令等に基づき身体、知的、精神に障がいのある者(児童)に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請の受付、県への進達及び各手帳の交付事務 ②障害者総合支援法に基づく自立支援給付等の支給に関する事務 ・障がい福祉サービス等関係(申請受付・決定・受給者証発行) ・ “ ” (国保連合会異動情報提供および請求情報取込・審査確認) ・療養介護医療費の支給に関する事務 ・自立支援医療費の支給認定等に関する事務 ・補装具費の支給決定等に関する事務 ・地域生活支援事業の支給決定等に関する事務 ③児童福祉法に基づく児童通所給付費等の支給に関する事務 ④特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的手当の認定・支給等の事務 ⑤特別児童扶養手当の申請の受付、県への進達及び通知の交付事務 | 身体障害者福祉法、障害者総合支援法その他の障がい者(児)に関する各法令等に基づき身体、知的、精神に障がいのある者(児童)に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請の受付、県への進達及び各手帳の交付事務 ②障害者総合支援法に基づく自立支援給付等の支給に関する事務 ・障がい福祉サービス等関係(申請受付・決定・受給者証発行) ・ “ ” (国保連合会異動情報提供および請求情報取込・審査確認) ・療養介護医療費の支給に関する事務 ・自立支援医療費の支給認定等に関する事務 ・補装具費の支給決定等に関する事務 ・地域生活支援事業の支給決定等に関する事務 ③児童福祉法に基づく児童通所給付費等の支給に関する事務 ④特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的手当の認定・支給等の事務 ⑤特別児童扶養手当の申請の受付、県への進達及び通知の交付事務 | 事前 | |
| | | | <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行います。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となります。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となります。 | | |
| 令和7年10月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ | 障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ、Public Medical Hub(PMH) | 事前 | |
| 令和7年10月17日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ①番号法第9条第1項に規定する別表の9、20、21、22、51、66、67、117の項 ②名護市個人番号の利用に関する条例第4条第1項、第2項 | ・番号法第9条第1項に規定する別表の9、20、21、22、51、66、67、117の項 ・番号法第19条第6号(PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠) | 事前 | |
| 令和7年10月17日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和6年12月13日時点 | 令和7年3月31日時点 | | 時点修正 |
| 令和7年10月17日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和6年12月13日時点 | 令和7年3月31日時点 | | 時点修正 |
| 令和7年10月17日 | IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 | [O]委託しない | []委託しない | 事前 | |
| 令和7年10月17日 | IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | [十分である] | 事前 | |